

複数の要介護者（要支援者）がいる世帯が同一時間帯に（介護予防）訪問介護を利用した場合の取扱いについて

訪問介護（生活援助）については、複数の利用者がいる世帯において、同一時間帯に訪問介護を利用した場合の取扱いとして、「それぞれに標準的な所要時間を見込んで居宅サービス計画（介護予防サービス支援計画）上に位置付ける」「ただし、生活援助については、要介護者（要支援者）間で適宜所要時間を振り分けることとする」（平成 12 年老企第 36 号第二の 1 の（5））とされています。

夫婦二人が要介護認定を受けていることを条件に二人の介護保険を均等に
使ってヘルパーを利用できます。
これがヘルパーの按分制度です。

訪問介護の按分制度を受ける条件

按分制度を受ける条件

1. 高齢者のみの世帯
2. 高齢者 2 人が認定を受ける
3. 家族のフォローが追いつかない

按分制度を利用する詳細条件

1. 二人が要介護認定を受けている。
2. 二人がヘルパーサービス時間の開始～終了まで家にいる。



複数の要介護（要支援者）がいる世帯の 生活援助の算定について

日ごろから、介護保険事業の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

今回のテキセイカだよりは、「複数の要介護者（要支援者）がいる世帯の生活援助の算定」についてです。なお、ここでは要支援者の訪問型サービス（家事部分）についても生活援助と呼びます。

1 取扱いについて

- 同一世帯で複数の利用者が、同一時間帯に生活援助を利用する場合、全員のケアプラン上に位置付ける必要があります。その場合、要介護者（要支援者）間で適宜所要時間を振り分けます。

【参考】「平成12年老企第36号」第二 1（5）

- 要介護者と要支援者の世帯においても、要介護者のケアプランにのみ位置付けて、要支援者のケアプランに位置付けずに算定することは原則できません。（逆の場合も同様）

なぜ？

ケアプランは本人の支援が記載されたものであり、家族の生活援助は対象に含まれないため。

- 一回の利用時間を該当者間で按分するのではなく、週単位もしくは月単位で同一回数になるように按分してください。

※複数の利用者の生活援助を連続して位置付けて、2回分の算定を行うことはできません。

※均等に按分ができない場合は、互いの役割等を加味して、多少の偏りがあっても構いません。

なぜ？

- ・1回の訪問には、制度上訪問時間の上限は定められていないため。
- ・1回の訪問にはヘルパーの初動時間が含まれているため。
- ・本来2回行われるはずの世帯への見守り回数が1回に減ってしまうため。

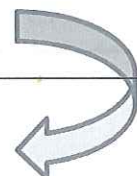
→別の要介護者の支援を連続して行ったとしても、2回に分けて算定することはできない。

例) 要介護2の夫と要介護1の妻 二人世帯

火曜日の午前9時から10時まで二人分の生活援助を利用する場合

×：一回の利用時間を該当者間で按分する

		日	月	火	水	木	金	土
第1週目	9:00～9:30			夫				
	9:30～10:00			妻				
第2週目	9:00～9:30			夫				
	9:30～10:00			妻				
第3週目	9:00～9:30			夫				
	9:30～10:00			妻				
第4週目	9:00～9:30			夫				
	9:30～10:00			妻				



○：月単位で同一回数になるように按分する

		日	月	火	水	木	金	土
第1週目	9:00～10:00			夫				
第2週目	9:00～10:00			妻				
第3週目	9:00～10:00			夫				
第4週目	9:00～10:00			妻				



2 算定方法とサービス内容について

- 複数の利用者間の算定については、実際のサービスと算定とが必ずしも一致しない場合があります。

例) 要介護1の夫、要支援2の妻二人世帯 二人分の調理のために生活援助を利用する場合

夫（もしくは妻）の算定日についても、夫婦二人分の調理を行う為、夫の分のみ調理するということにはならない。実際にはどちらか一方のみ算定するが、サービスは二人に対して行う。

※妻が訪問型サービスAを利用する場合も同様の算定方法とします。この場合、どちらも対応できる事業所が望ましいと考えます。

3 留意事項

- 複数の利用者がある場合には、訪問介護は本人の安否確認等も合わせて行うべきなので、利用者全員が自宅にいる必要があります。

4 ケアプランへの記載について

- ケアプランへ記載する際には、該当の日数を利用者全員に振り分けて記載します。

例) 夫婦二人に対し週2回生活援助のサービス提供を行う場合

◇居宅サービス計画書第2表「頻度」（介護予防サービス支援計画表「期間」）の欄にそれぞれの請求回数を記載する。その上で二人合わせた頻度を記載する。（手書き可）

※夫のプランの記載例：週1回（妻は週1回、合わせて週2回）

◇週間サービス計画表（第3表）に夫婦二人に対し、週2回サービスが提供されていることが分かるように記載する。

※夫のプランの記載例

日	月	火	水	木	金	土
	生活援助		生活援助 (妻)			



支給限度額や負担割合の違い等の理由で、一人に偏った生活援助の算定をすることは適正とは言えません。

世帯全体に必要な生活援助の量を均等に按分してケアプランに位置付けるようにしましょう。